

答 申 第 117 号
令和 6 年 4 月 17 日

財 務 大 臣
鈴 木 俊 一 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 渋谷 雅 弘

答 申 書

令和 6 年 1 月 16 日付財関第 46 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく輸入差止申立ての受理処分に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

審査請求人 A

本件処分 B 税関長（以下「処分庁」という。）が令和 3 年 7 月 2 日付で行った法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく輸入差止申立ての受理処分

意 見

本件処分に対する審査請求はこれを棄却することが相当である。

理 由

第 1 事案の概要

1 審査請求の経緯

（1）C 社（以下「輸入差止申立人」という。）は、法第 69 条の 13 第 1 項の規定に

に基づき、処分庁に対し、令和2年12月16日付輸入差止申立書（侵害理由追加）を提出した（以下「本件輸入差止申立て」という。）。

本件輸入差止申立ては、審査請求人（審査請求人と輸入差止申立人を併せて「両当事者」といい、審査請求人と輸入差止申立人のいずれか一方を「他の当事者」ということがある。）が販売するD（以下「イ号物品」といい、その意匠を「イ号意匠」という。）について、輸入差止申立人の有する登録意匠（以下「本件登録意匠」といい、業として本件登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を「本件意匠権」という。）及びこれに類似する意匠を実施するものであり、本件意匠権を侵害しているとして、全国の税関長に対してイ号物品が輸入されようとする場合に認定手続を執るべきことを申し立てたものである。

（2）B税関業務部知的財産調査官（以下「知的財産調査官」という。）は、関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）69の13-6（2）の規定により、審査請求人に対して、本件輸入差止申立てに係る意見を提出できる旨を連絡し、併せて、関税法基本通達69の13-6（3）の規定により、審査請求人から開示の要請があった鑑定書（輸入差止申立書に添付された侵害の事実を疎明するための資料。以下「輸入差止申立人鑑定書」という。）の写しを送付した。

（3）審査請求人は、知的財産調査官に令和3年1月28日付意見書及びその主張に係る証拠（以下「令和3年1月28日付意見書等」という。）を提出し、

① 本件登録意匠とイ号意匠は類似しておらず、イ号物品は本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属さない

② 本件登録意匠に係る意匠権は、意匠法（昭和34年法律第215号）第3条第1項に違背して意匠登録されたものであり、意匠登録の無効理由を含んでいることから権利行使はできない

③ 審査請求人はイ号物品の販売につき、先使用による通常実施権（以下「先使用权」という。）を有する

旨を挙げて、本件輸入差止申立ては不受理とするべきであることを主張した。これを受け、知的財産調査官は、令和3年1月28日付意見書等の写しを輸入差止申立人に送付した。

（4）処分庁は、法第69条の14の規定に基づき、知的財産権に関し学識経験を有する者であって、両当事者と特別な利害関係を有しない者3名を専門委員（E弁護士、F弁理士、G弁護士。以下、3名を合わせて「本件専門委員」という。）に委嘱し、知的財産調査官は、専門委員意見照会を行うため、輸入差止申立書及び令和3年1月28日付意見書等の写しを本件専門委員に送付するとともに、両当事者に対し、令和3年4月7日付「輸入差止申立て（侵害理由追加）における専門委員意見照会実施通知書」を送付した。

（5）知的財産調査官は、本件専門委員からの求めに応じて、同月19日付で両当事者に追加資料の提出を求めるとともに、本件専門委員が他の当事者に求めた追

加資料の内容を相互に他の当事者に送付した。

- (6) 審査請求人は、同月26日付回答書（以下「本件回答書」という。）を、輸入差止申立人は、同日付陳述要領書（以下「本件陳述要領書」という。）を提出し、知的財産調査官は、本件回答書及び本件陳述要領書の写しを相互に他の当事者及び本件専門委員に送付した。
- (7) 審査請求人は、同年5月12日付反論書を、輸入差止申立人は同日付「令和3年4月26日付回答書に対する反論書」（以下、両当事者が提出した反論書を合わせて「本件反論書」という。）を提出し、知的財産調査官は、本件反論書の写しを相互に他の当事者及び本件専門委員に送付した。
- (8) 審査請求人は、同月28日付回答兼意見陳述書（以下「本件意見陳述書」という。）を、輸入差止申立人は同日付最終陳述書（以下「本件最終陳述書」という。）を提出し、知的財産調査官は、本件意見陳述書及び本件最終陳述書の写しを相互に他の当事者及び本件専門委員に送付した。
- (9) 審査請求人及び輸入差止申立人は、同年6月4日付補足意見書（以下、両当事者が提出した補足意見書を合わせて「本件補足意見書」という。）を提出し、知的財産調査官は、本件補足意見書の写しを相互に他の当事者及び本件専門委員に送付した。
- (10) 本件専門委員は、同月18日付意見書（G弁護士）、同月19日付意見書（E弁護士）及び同月21日付意見書（F弁理士）（以下、本件専門委員の意見書を合わせて「本件専門委員意見書」という。）を提出し、知的財産調査官は、本件専門委員意見書の写しを両当事者に送付した。
- (11) 審査請求人は、本件専門委員意見書に対する同月28日付意見書（以下「本件専門委員意見書に対する意見書」という。）を提出した。その後、知的財産調査官は、本件専門委員意見書に対する意見書の写しを輸入差止申立人及び本件専門委員に送付した。
- (12) 同年7月2日、処分庁は、輸入差止申立人に対し、本件処分を行うとともに、審査請求人に対して、「専門委員の意見を踏まえ、申立人から提出された証拠が、侵害の事実を疎明するに足りると認められるため。」との理由を付して、本件処分を行った旨通知した。
- (13) 審査請求人は、本件処分を不服とし、同年9月28日付で、処分庁に対し本件処分の取消しを求めて再調査の請求を行ったが、処分庁は、令和4年5月9日付で、当該再調査の請求を棄却する決定をした。
- (14) 審査請求人は、当該決定を不服とし、同年6月6日付で、本件処分の取消しを求めて財務大臣に対し審査請求を行った（同月30日付で理由補充書が提出された）。
- (15) 同年7月24日、財務大臣は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項の規定に基づき、財務省職員 Hを、本件審査請求の審理手続を行う者である審理員に指名した。

2 関係法令等の定め

(1) 輸入してはならない貨物について

イ 意匠権を侵害する物品は、法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号及び同項第 9 号の 2 の規定により、輸入してはならない貨物とされている。

ロ 「意匠」とは、意匠法第 2 条第 1 項の規定において、物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいうとされている。

また、意匠の「実施」とは、同条第 2 項各号に列挙されている行為であり、意匠に係る物品を輸入することは、同項第 1 号の規定により「実施」に当たる。

ハ 意匠権者は同法第 23 条に基づき、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有している。

ニ したがって、正当な権原、理由なく、業として登録意匠及びこれに類似する意匠に係る物品を輸入することは、意匠権を侵害する行為となる。

(2) 輸入してはならない貨物に係る申立て手続等について

イ 輸入差止申立て手続について

(イ) 意匠権者は、法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づき、自己の意匠権を侵害すると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該税関長（以下「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

(ロ) 申立先税関長は、同条第 3 項の規定に基づき、当該申立てをした者に対し、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間を、また、当該申立てを受理しなかったときはその旨及びその理由を通知しなければならない。

ロ 輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求めについて

(イ) 申立先税関長は、法第 69 条の 14 の規定に基づき、当該申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しない専門委員に意見を求めることができる。

(ロ) 具体的な手続きとしては、関税局長通達「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）第 1 章 4 専門委員への意見照会 (4)意見聴取の場の調整 に基づき、意見聴取の場を開催し、同章 8 当事者からの補足意見 (1)補足意見の提出 に基づき、当事者は、意見聴取の場までに又は意見聴取の場において提出された当事者の主張

又は証拠に対する反論又は自己の主張の明確化に限り補足意見を提出することができる」とされている。

(ハ) 専門委員制度運用通達第1章 10 専門委員意見書 に基づき提出された意見書に対し、同章 11 専門委員意見書に対する当事者意見 に基づき、専門委員意見書について明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合には、当事者はその内容を記載した意見書を提出することができる」とされている。

(ニ) 専門委員制度運用通達第1章 12 受理・不受理・保留の決定¹ (1)決定の方法 に基づき、専門委員の意見について明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して、輸入差止申立てを受理するか否かを決定することとしている。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件審査請求書及び令和3年1月28日付意見書等以降、令和4年12月19日付回答書に至るまで、数次にわたって提出した各意見書等において、概要以下のとおり主張している。なお、審査請求人は、本件審査請求書において、「本件輸入差止申立てにおいて主張した他の争点につき、従前の主張を援用する」旨主張していることから、本件審査請求書の提出以前に審査請求人が提出した意見書等における主張も含め、以下に記載する。

(1) 本件登録意匠の構成態様及び需要者の注意を引きやすい部分（以下、「要部」という。）に係る客観的事実との整合性について

イ 本件登録意匠の基本的構成態様は以下のとおり。

(イ) Kと、不等間隔で設けられた複数のLからなる。

(ロ) Mは、不明である。

ロ 本件登録意匠の具体的構成態様は以下のとおり。

(イ) Kの長さは、不明である。

(ロ) Kは、複数のNにより構成されている。

(ハ) Lの個数は、不明である。

(ニ) 各Lは、その高さの約○倍と約○倍の間隔に交互になるように配置されている。

(ホ) Lの上側先端には、Pを備える。

ハ 全体の態様が、最も需要者の視覚上の注意を引くものであり、Lの形状は先行意匠の態様に現れていることを踏まえると、本件登録意匠の要部は、「Lがその高さの約○倍と約○倍の間隔に交互になるように、不等間隔で配置されている点」（以下「Lの設置間隔」という。）に集約される。

¹ 本件処分時の専門委員制度運用通達の表記による。令和4年6月20日改正後は、「第1章12 受理・不受理の決定」。

ニ 輸入差止申立人が本件登録意匠の要部と主張する、「Lの上下の長さ」と一面から見た場合における胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比及びLの胴体部の上下の長さ、Pの上下の長さ、Pを除く上方部の上下の長さの比」（以下「Lの各比率」という。）については、本件登録意匠の図面代用見本に配設されている各Lの構成態様（形状や比率等）は一定ではなく、各Lによりその構成態様は実に様々であり、各Lの形状や比率等をもって本件登録意匠の要部と認定するのは背理である。

（２）イ号意匠の構成態様及び要部に係る客観的事実との整合性について

イ イ号意匠の基本的構成態様は以下のとおり。

Kと、等間隔で設けられた複数のLからなる。

ロ イ号意匠の具体的構成態様は以下のとおり。

（イ）Kの長さは、Lの高さの○倍以上である。

（ロ）Kは、複数のNにより構成されている。

（ハ）Lは、○個配置されている。

（ニ）各Lは、その高さの約○倍の等間隔で配置されている。

（ホ）Lの上側先端には、Pを備える。

ハ 輸入差止申立人が要部と主張するLの各比率について、イ号意匠については、Lの胴体部の下半分がかなり膨らんでいるものや、Pの方がPを除く上方部よりも長いものの方がかえって多数存在するなど、イ号意匠においては当該比率を特定できない。

（３）本件登録意匠とイ号意匠の類否について

本件登録意匠の要部は、「Lがその高さの約○倍と約○倍の間隔に交互になるように、不等間隔で配置されている点」であるところ、イ号意匠はLが等間隔で配置されており、本件登録意匠に類似しない。

（４）本件登録意匠の無効理由について

イ 新規性の欠如

審査請求人が、本件登録意匠の出願日より前から、インターネットを通じるなどして販売していた物品（以下「先行販売品」という。）は、イ号意匠と同一の形状を備えている。したがって、仮にイ号意匠と本件登録意匠が類似するのであれば、本件登録意匠は、本件登録意匠の出願日より前に日本国内において公然知られた意匠ないしこれに類似する意匠に該当するから、新規性の欠如による無効理由を包含する。

ロ 創作非容易性の欠如

（イ）審査請求人が主張する本件登録意匠の要部であるLの設置間隔が、単なる製造上の誤差であるとの理由により要部を構成しないと評価するのであれば、本件登録意匠は先行意匠との比較において特徴的な構成態様を備えないこととなる。仮に輸入差止申立人が要部と主張するLの各比率に着目するとしても、Lの設置間隔を製造上の誤差であると

の理由により要部を構成しないとするのであれば、輸入差止申立人が要部として主張するLの各比率も、より一層製造上の誤差によって生じた偶然の産物でしかない。したがって、本件登録意匠は創作非容易性の欠如に基づく無効理由を包含する。

(ロ) また、先行意匠の中には、Lの各比率について輸入差止申立人が要部として特定する程度のものを備えたものが存在するため、先行意匠からの若干の比率変更によって創作された本件登録意匠は、創作非容易性の欠如に基づく無効理由を包含する。

(5) 本件登録意匠の先使用权について

遅くとも本件登録意匠の出願日より前から先行販売品と同一仕様のイ号物品の販売の準備をしていたことから、仮に、本件登録意匠とイ号意匠が類似するとしても、本件登録意匠に係る先使用权が成立する。

(6) 本件処分の違法性について

本件専門委員意見書が提出された後に審査請求人が提出した令和3年6月28日付意見書において提起した、本件登録意匠及びイ号意匠の構成態様（特に要部とされている各構成）と客観的事実との整合性に係る疑義及び創作非容易性の欠如に基づく無効理由について、本件専門委員の意見を求めることなく行った本件処分には、違法が存在する。

2 処分庁の主張

処分庁は、令和4年9月7日付弁明書及び同年11月14日付回答書において、概要以下のとおり主張している。

(1) 本件処分の適法性について

イ 輸入差止申立てを受理するか否かの判断において、専門委員制度運用通達第1章 12 受理・不受理・保留の決定 (1)決定の方法 に基づき、税関長は、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重することとされている。本件専門委員の意見に明らかな事実誤認等の特段の事情は認められず、本件処分に違法性は認められない。

ロ また、専門委員制度運用通達第1章 11 専門委員意見書に対する当事者意見(1) において、専門委員に対する当事者意見については、専門委員が提出した意見書に明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合に限り、当事者はその内容を記載した意見書を提出することができるとされている。

本件専門委員意見書に対する意見書において、本件専門委員意見書に明らかな事実誤認があったと裏付ける証拠は提出されていないことから、特段の事情に該当する事項は認められず、専門委員意見照会における手続的瑕疵は認められない。

(2) 本件登録意匠及びイ号意匠の特定の誤り等について

審査請求人が主張する本件登録意匠及びイ号意匠のLに係る各数値及び比

率については、どのように具体的に正確に計測したかについて十分な主張がされていない。

(3) 本件登録意匠の無効理由及び先使用権について

審査請求人が主張する創作非容易性の欠如による無効については、その主張を裏付ける証拠は提出されていない。その他の無効理由や先使用権に係る主張についても、本件輸入差止申立ての手續における主張を敷衍したものに過ぎず、明らかな事実誤認を裏付ける証拠は提出されていないため、審査請求人の主張は採用できない。

3 輸入差止申立人（参加人）の主張

本件審査請求において、審理員は、行審法第 13 条第 2 項の規定に基づき、利害関係人である輸入差止申立人に対し、参加人として本件審査請求への参加を求めた。輸入差止申立人は、令和 4 年 10 月 7 日付意見書及び令和 5 年 1 月 26 日付回答書並びに輸入差止申立人鑑定書以降、令和 4 年 10 月 7 日付意見書提出に至るまで、数次にわたって提出した各意見書等において、概要以下のとおり主張している。なお、上記 1 のとおり、審査請求人が本件審査請求書において、従前の主張を援用する旨主張していることから、輸入差止申立人においても、参加人として本件審査請求に参加する以前に提出された意見書等の主張も含め、以下に記載する。

(1) 本件登録意匠の構成態様及び要部に係る客観的事実との整合性について

イ 本件登録意匠の基本的構成態様は以下のとおり。

(イ) 全体は、K に、複数の L を間隔をあけて設けたものであって、連続してなる D の形態をなしている。

(ロ) K は、複数の N からなる。

(ハ) L には、Q が用いられている。

ロ 本件登録意匠の具体的構成態様は以下のとおり。

(イ) N は○本である。

(ロ) L は、胴体部と、その胴体部より径がやや大きい上方部とからなり、胴体部の底部に一部（概ね○本）の N が接続され、L の上下の長さの約○倍から約○倍の間隔で K に配置されている。

(ハ) L の上方部の先端側半分ほどから下側の K 付近まで、伸縮性のある R で覆われており、上方部のうち、R で覆われていない先端側半分ほどが P となり、上方部は先端方向に僅かに先細に形成されている。

(ニ) L の上方部下端付近において R がテーパー状にくびれている。

(ホ) L の上下の長さ的一面から見た場合における胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比が約○対○であって、かつ L の胴体部の上下の長さとは P の上下の長さとは P を除く上方部の上下の長さの比が約○対○対○である。

- (ヘ) Lの上下の長さとはKの直径の比は、約○対○又は○対○である。
- ハ 本件登録意匠はDであることから、Lが需要者の目を引く箇所であり、以下の3点が要部と認められる。
- (イ) Lの上下の長さとは一面から見た場合における胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比が約○対○であって、かつLの胴体部の上下の長さとはPの上下の長さとはPを除く上方部の上下の長さの比が約○対○対○である点
- (ロ) 上方部下端付近においてRがテーパ状にくびれている点
- (ハ) 上方部が先端方向に僅かに先細に形成される点
- ニ 審査請求人が本件登録意匠の要部と主張する、Lがその高さの約○倍と約○倍の間隔に交互になるように、不等間隔で配置されている点は既に公知であり、Lの配置間隔は製造上の誤差等により多少の不均等な間隔が生じることは、本件登録意匠の出願前から周知の事実であるため、要部にはなり得ない。
- (2) イ号意匠の構成態様及び要部に係る客観的事実との整合性について
- イ イ号意匠の基本的構成態様は以下のとおり。
- (イ) 全体は、Kに、複数のLを間隔をあけて設けたものであって、Dの形態をなしている。
- (ロ) Kは、複数のNからなる。
- (ハ) Lには、Qが用いられている。
- ロ イ号意匠の具体的構成態様は以下のとおり。
- (イ) Nは○本である。
- (ロ) Lは、胴体部と、その胴体部より径がやや大きい上方部とからなり、胴体部の底部に一部(概ね○本)のNが接続され、Lの上下の長さの約○倍から約○倍の間隔で配置されている。
- (ハ) Lの上方部の先端側半分ほどから下側のK付近まで、伸縮性のあるRで覆われており、上方部のうち、Rで覆われていない先端側半分ほどがPとなり、上方部は先端方向に僅かに先細に形成されている。
- (ニ) Lの上方部下端付近においてRがテーパ状にくびれている。
- (ホ) Lの上下の長さとは一面から見た場合における胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比は約○対○であって、かつLの胴体部の上下の長さとはPの上下の長さとはPを除く上方部の上下の長さの比は約○対○対○である。
- (ヘ) Lの上下の長さとはKの直径の比は、約○対○ないし○対○である。
- (3) 本件登録意匠とイ号意匠の類否について
- イ 本件登録意匠とイ号意匠は、その形態からいずれもDに係るものであって、その物品は同一である。
- ロ 本件登録意匠とイ号意匠は、以下の要部を含む多くの点で、共通するもの

である。

(イ) Lの上下の長さ的一面から見た場合における胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比が約〇対〇であって、かつLの胴体部の上下の長さPの上下の長さPを除く上方部の上下の長さの比が約〇対〇対〇である点

(ロ) 上方部下端付近においてRがテーパ状にくびれている点

(ハ) 上方部が先端方向に僅かに先細に形成される点

ハ Lの上下の長さKの直径の比において差異があるものの、この差異は極めて小さいものであり、美感に影響しない。

(4) 本件登録意匠の無効理由について

イ 新規性の欠如

(イ) イ号意匠と同一の形状を備える物品が本件登録意匠出願日より前から販売されていた事実を認めるに足りる証拠はない。仮に先行販売品なるものが平成24年には販売されていたとしても、先行販売品の意匠は何ら特定されておらず、先行販売品がイ号意匠と同一の構成態様を備えていたと認めるに足りる証拠はない。

(ロ) 先行販売品の型番はイ号物品の型番とは異なっており、型番が異なる以上、先行販売品とイ号意匠は仕様及び意匠の形態が異なるものである。

ロ 創作非容易性の欠如

(イ) 本件登録意匠の各Lの各比率に若干の誤差があったとしても、それは各Lの各比率が約〇対〇、約〇対〇対〇になるよう設計されたものが、製造上の誤差によって多少のばらつきが生じたものにすぎず、いまだ約〇対〇、約〇対〇対〇の範囲内のものである。

(ロ) 審査請求人がLの各比率が公知であったことを示す証拠として示す先行意匠は、写真が不鮮明であり意匠の形態が特定できず、当該先行意匠が本件登録意匠の要部を備えていることは確認できない。

(5) 本件登録意匠に係る先使用权について

審査請求人が、本件登録意匠出願日前から販売を準備していたという製品の意匠は、何ら特定されておらず、審査請求人がイ号物品の発注の検討を開始していたなどと主張する証拠には、イ号物品の型番等、イ号物品に関する記載は一切見当たらない。

第3 鑑定の求めについて

1 経緯

(1) 行審法第34条(参考人の陳述及び鑑定の要求)において「審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。」

旨規定されている。審理員は、本件審査請求に係る審理において、当該規定に基づき、知的財産権に関し学識経験を有する者に鑑定を求めるとし、令和5年3月17日付「鑑定の要求に対する意見の求めについて」（以下「鑑定の要求手続に対する意見の求め」という。）において、処分庁及び両当事者に対し、鑑定を求めるのに適当と認める者として選任した3名（E弁護士、G弁護士、J弁護士。以下3名を合わせて「本件鑑定人候補」という。）と特別な利害関係がないことを確認するとともに、鑑定の要求手続として、鑑定人が不明確な箇所や矛盾点の解消、争点の明確化等を目的として両当事者に対し追加資料の提出を促すことができる旨や鑑定人が提出した鑑定書について明らかな事実誤認等の特段の事情が確認できない限り、鑑定人の多数意見を尊重して審理を行う旨等を定め、当該手続に従い鑑定を求めることについて、意見を求めた。

- (2) 処分庁及び輸入差止申立人からは、本件鑑定人候補と特別な利害関係を有しない旨の回答があり、審査請求人からは、同年3月29日付意見書において、本件鑑定人候補と特別な利害関係を有しない旨の回答と併せて、E弁護士及びG弁護士は本件処分に先立って専門委員として意見書を作成した者であることから、両名が鑑定人から除斥されるべき者に該当するか否か、慎重な判断を求める旨の意見が出された。なお、鑑定の要求手続については処分庁及び両当事者から意見は出されなかった。
- (3) 処分庁及び両当事者から、本件鑑定人候補と特別な利害関係を有しない旨の回答があったこと及び審査請求人が、本件審査請求書その他、複数の意見書等において、改めて本件専門委員の意見を聴取することを求めていることを踏まえ、審理員は、本件鑑定人候補を正式に鑑定人（以下3名を合わせて「本件鑑定人」という。）として選任することとし、本件鑑定人に対し、輸入差止申立人鑑定書以降、両当事者及び処分庁から提出された各意見書等を送付するとともに、輸入差止申立人により提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、鑑定を求めた。

2 追加資料の提出の求め

本件鑑定人より、両当事者に対して、本件登録意匠の図面代用見本及びイ号物品に係る全てのLに関する各数値や比率等について、実物を対象として、ノギスを使用して正確に計測した資料の追加提出を促す申し入れがなされたことから、審理員から両当事者に対し、追加資料の提出を求めたところ（以下「本件追加資料提出の求め」という。）、両当事者より追加資料が提出された。

- (1) 審査請求人は、令和5年6月19日付上申書において、概要以下のとおり主張している。

イ 本件登録意匠について、輸入差止申立人が要部と主張するLの各比率については、Lごと及び測定する箇所ごとに相応の誤差があり、特定の数値によって比率を認定することは不可能であり、当該比率は要部になり得ない。

ロ Lの各比率について、イ号意匠については、本件登録意匠以上に比率の振

れ幅が大きく異なり、特定の数値によって比率を認定することは不可能であり、要部を備えない。

ハ 本件登録意匠及びイ号意匠のいずれにおいても、Lの各比率については構成態様に含めて特定すべきではなく、構成態様として特定されない要素が要部を構成することはあり得ないため、Lの各比率が本件登録意匠の要部であることに基づき、本件登録意匠とイ号意匠が類似するとの結論は導けない。

(2) 輸入差止申立人は、同月 21 日付意見書において、概要以下のとおり主張している。

イ 本件登録意匠及びイ号意匠の具体的構成態様並びに要部のうち、Lの各比率を示した該当箇所について、「Lの上下の長さ的一面から見た場合におけるLの縦横比率は約○対○（具体的には、Pを除く上方部の上下軸に垂直な面の直径の比が約○対○、胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比が約○対○ないし約○対○）であって、かつLの胴体部の上下の長さPの上下の長さPを除く上方部の上下の長さの比が約○対○対○」とし、下線部を訂正・追記する。

ロ 本件追加資料提出の求めに基づき測定した結果をもってしても、要部の認定には変更はなく、本件登録意匠とイ号意匠は要部全てにおいて一致しており、両者は類似するものというべきである。

3 鑑定の結果

(1) E 弁護士の鑑定結果

イ 本件登録意匠のLの各比率については、「Lの縦横比率のうち、Pを除く上方部の上下軸に垂直な面の直径との関係における縦横比率は約○～○対○であり、胴体部の上下軸に垂直な面の直径との関係における縦横比率は約○～○対○であって、かつLの各部の縦方向の長さ比率は、胴体部、Pを除く上方部、Pが約○対○対○である」と認定できる。

ロ イ号意匠のLの各比率については、「Lの縦横比率のうち、Pを除く上方部の上下軸に垂直な面の直径との関係における縦横比率は約○～○対○であり、胴体部の上下軸に垂直な面の直径との関係における縦横比率は約○～○対○である」と認定できる。

ハ 両意匠のLの縦横比率について差異はあるものの、その差は極めて僅かであり、看者に起こさせる美感に決定的な影響を与える差異ということは出来ず、本件登録意匠とイ号意匠は類似する。

ニ 審査請求人が主張する創作非容易性の欠如による無効理由が成り立つためには、少なくとも本件登録意匠出願前に公知となった形状等を疎明する必要があるところ、審査請求人から提出された先行意匠の証拠においては、物品の全体形状が不明であるため、創作非容易性の欠如の無効理由が成り立つとは認められない。

(2) G 弁護士の鑑定結果

- イ 本件登録意匠のLの各比率については、「Lの上下の長さ」と一面から見た場合における胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比が約○対○ないしは約○対○であって、かつLの胴体部の上下の長さ」とPの上下の長さ」とPを除く上方部の上下の長さの比が約○対○対○である」と認定できる。
- ロ イ号意匠のLの各比率については、「Lの上下の長さ」と一面から見た場合における胴体部の上下軸に垂直な面の直径の比が約○対○ないしは約○対○であって、かつLの胴体部の上下の長さ」とPの上下の長さ」とPを除く上方部の上下の長さの比が約○対○対○である」と認定できる。
- ハ 以上のとおり、両当事者から提出された測定結果を前提にしても、要部であるLの具体的構成態様が同一であることから、本件登録意匠とイ号意匠は類似する。
- ニ 本件登録意匠及びイ号意匠の測定結果における数値の誤差について、本件登録意匠において、需要者はLに注目することから、それぞれの部品ごとの大まかな比率には意を払ったとしても、ミリ単位での数値の誤差に注目するとは到底考えられず、比率自体を構成要素ひいては要部として認定することと、測定結果に誤差があることは何ら矛盾しない。
- ホ 審査請求人が創作非容易性の欠如を主張する根拠とする先行意匠の証拠においては、本件登録意匠の要部であるLの具体的な比率や全体比率が不明であり、創作非容易性の欠如の主張には理由がない。
- ヘ 本件登録意匠に係る、創作非容易性の欠如を除いた無効理由及び先使用の抗弁に係る主張については、専門委員として提出した令和3年6月18日付意見書の内容を変更するほどの新たな主張・立証がなされているとはいえず、無効理由の存在及び先使用の抗弁を認めることは出来ない。
- (3) J 弁護士の鑑定結果
- イ 本件登録意匠は、Dであるため、需要者としてはLの形状に着目するものと考えられる。
- ロ 本件登録意匠の「Lの上下の長さ」とQの上下軸に垂直な面の直径との比率が約○対○である」と点と、「Lの縦方向の長さ比率は、胴体部、Pを除く上方部、Pが約○対○対○である」と点は公知意匠にはない特徴であって、特に需要者の注意を引く部分である。
- ハ イ号意匠のLの上下の長さ」とQの上下軸に垂直な面の直径との比率は約○対○であり、Lの縦方向の長さ比率は、胴体部、Pを除く上方部、Pが約○対○対○であると認定できる。
- ニ 本件登録意匠とイ号意匠は、Lの上下の長さ」とQの上下軸に垂直な面の直径との比率や、Lの縦方向の長さ比率において共通している。
- ホ 本件登録意匠とイ号意匠は、Lの上下の長さ」とQの上下軸に垂直な面との比率について相違はあるものの、ごくわずかな差異であり、Lにおいて生じる美感についての同様の美感を生じさせるものであるといえる。

へ 本件登録意匠及びイ号意匠ともに、Lの上下の長さやQの上下軸に垂直な面との比率や、Lの縦方向の長さ比率のいずれにおいても一定のばらつきがあるものの、そのばらつきは小さく、大きいものであっても一部の例外的なLに限られるといえ、このような差異があるとしても、両意匠の共通性を凌駕するものではない。

ト Lの上下の長さやQの上下軸に垂直な面の直径との比率や、Lの縦方向の長さ比率については、いずれも公知意匠に同様の構成を採用したものは存在せず、また、これを前提として一定の製造誤差があるとしても、本件登録意匠と同様の比率となるLを含む意匠を創作できたとする根拠はないため、本件登録意匠が創作非容易性を欠如しているとは認められない。

4 鑑定の結果に対する審査請求人の意見

- (1) 統一性のない無秩序で雑多な比率を備えるLが多数配置されているものを平均値によって構成態様を特定することは明らかな事実誤認であり、今回の測定結果は、過去に存在したイ号意匠や将来製造されるイ号意匠の構成態様を反映するものではなく、明らかな事実誤認がある。
- (2) E弁護士及びG弁護士は本件処分に係る専門委員であったことから、財務省が定めた鑑定の要求手続に基づけば、鑑定人から除外されるべきであった。また、J弁護士においても、鑑定人から除外されるべきであった両名と鑑定の進め方等について合議を行ったと理解しており、同氏による鑑定が、両名の影響を受けていることは否定できず、公平性及び公正性に疑義がある。

第4 当審査会の判断

1 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件処分は、処分庁が、法第69条の13第1項の規定に基づく本件輸入差止申立てに対し、法第69条の14の規定に基づき、本件専門委員に対し、輸入差止申立人から提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めた結果、専門委員制度運用通達第1章 12 受理・不受理・保留の決定 (1)決定の方法 に基づき、本件専門委員の多数意見を尊重し、申立て受理の判断を行ったものである。
- (2) 本件専門委員意見書は、両当事者から提出された各意見を基に作成されたものと認められる。また、本件審査請求の審理において新たに提出された本件鑑定人による鑑定書はいずれも、両当事者から提出された資料を基に客観的事実に基づき判断されているものと認められ、明らかな事実誤認等の特段の事情が確認できないことから、本件専門委員意見書に加え、本件鑑定人の鑑定結果を踏まえても、本件登録意匠とイ号意匠は類似するものと認められる。また、無効理由の存在や先使用権については、これらを認めるに足る十分な証拠が審査請求人から提出されていない。
- (3) 以上のことから、輸入差止申立人から提出された証拠は、侵害の事実を疎

明するに足りると認められ、また、下記2のとおり審査請求人の主張の詳細を踏まえても、本件処分に手続的な瑕疵は認められず、本件処分は違法又は不当であるとは言えない。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、本件登録意匠の要部はLが不等間隔に設置されている点に限定され、輸入差止申立人が要部と主張するLの態様については、先行意匠に既にみられる形態であること、及びLによって各比率にばらつきが存在することから要部にはなり得ない旨主張する。

本件審査請求においては、本件鑑定人からの申し入れにより、Lの態様に係る追加資料が両当事者より提出されたことから、新たに提出された当該資料に基づき本件鑑定人による鑑定が行われている。特にLの各比率については、両当事者が改めて指定の方法で測定し、提出した具体的数値に基づき結論が出されたものであり、本件鑑定人の鑑定結果に明確な事実誤認は認められないことを踏まえると、本件鑑定人の意見を尊重した結果、輸入差止申立人が主張するLの各比率は、構成態様として要部となり、Lの設置間隔は要部とはならないという結論が導き出せる。

この点において、審査請求人は、統一性のない無秩序で雑多な比率を備えるLが多数配置されているものを平均値によって構成態様を特定することは明らかな事実誤認であり、今回の測定結果は、過去に存在したイ号意匠や将来製造されるイ号意匠の構成態様を反映するものではなく、明らかな事実誤認がある旨さらに主張する。

Lによって各比率にばらつきがあることは、両当事者から提出された追加資料からも事実であると認められる。また、審査請求人が測定したイ号物品のLの中には、本件鑑定人が認定するLの各比率の範囲から外れるものもごく一部存在する。しかし、大半のLは、本件鑑定人が認定する各比率の範囲に収まるものと認められ、当該ばらつきをもってしても需要者の美感に影響を及ぼすほどの差異とは言えないことから、各Lの数値の平均値をもって構成態様を特定することは、客観的事実とも整合し、合理的である。

また、審査請求人がLの態様が公知であることの根拠として示す先行意匠の資料においては、本件鑑定人も述べるとおり、いずれもLの具体的態様が把握できず、本件登録意匠のLの各比率と類似することが確認できない。

以上のことから、本件鑑定人による鑑定結果を踏まえても、Lの各比率は本件登録意匠の要部であると認められ、本件登録意匠とイ号意匠において、各Lの数値に一定程度のばらつきは見られるものの、その差異は極めて僅かであり、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に決定的な影響を与える差異とまでは言えないため、本件登録意匠とイ号意匠は類似するものと認められる。

(2) 審査請求人は、イ号意匠と同一形態を備えた先行販売品がインターネット上で販売されていたこと、及びLの各比率が構成態様として要部と認められるのであれば、先行意匠が備えるLの構成態様の比率を若干変更した程度のもに過ぎないこと等から、本件登録意匠は新規性又は創作非容易性の欠如により無効理由を包含する旨主張する。

しかしながら、本件専門委員及び本件鑑定人の多数意見のとおり、審査請求人から提出された先行販売品に係る資料はいずれも、先行販売品とイ号意匠の構成態様が同一であることを示すものではなく、イ号意匠と構成態様が同一である商品が本件登録意匠の出願日前に販売されていた事実は確認できないことから、本件登録意匠の新規性の欠如による無効理由を認めるに足る証拠がない。

また、本件鑑定人の鑑定結果のとおり、先行意匠に係る各証拠において、Lの全体形状および各比率が不明であることから、先行意匠から本件登録意匠と同様のLの各比率となる意匠を創作できたとする根拠はなく、創作非容易性の欠如による無効理由を認めるに足る証拠もない。

(3) 審査請求人は、先行販売品とイ号意匠が同一の構成態様であることを前提に、本件登録意匠の出願日より以前から先行販売品と同一の構成態様を有するイ号物品の販売の準備をしていたことから、本件登録意匠と類似するイ号意匠の実施である事業の準備を行っており、本件登録意匠の先使用权を有する旨主張する。

しかしながら、審査請求人がイ号意匠の実施の準備をしていた根拠として示す各証拠においては、先行販売品とイ号意匠の構成態様が同一であることを確認できるものは存在しない。

なお、審査請求人は、先行販売品と同一の構成態様のイ号物品を製造するよう海外の工場に指示した書面であるとする証拠をもって、本件登録意匠の出願日より以前からイ号物品の販売の準備をしていたと主張する。この点、仮に審査請求人が本件登録意匠の出願日前から先行販売品と同一の構成態様を有する物品にかかる販売の準備をしていたとしても、意匠法第29条において、意匠登録出願の際現にその実施又は準備をしている意匠の範囲内においてその意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有するとされているところ、当該証拠に表示された先行販売品とされる画像は、イ号意匠と同一の構成態様を有するものとは認められない。

よって、当該証拠をもってしても、先行販売品の構成態様がイ号意匠と同一であるとは認められない以上、本件登録意匠に係る先使用权を有するとは認められない。

(4) 審査請求人は、本件専門委員意見書に対する意見書において、具体的構成態様の特定に係る客観的事実との整合性に係る疑義及び創作非容易性の欠如という新たな争点を提起したと主張し、これらの争点について本件専門委員

に意見を求めることなく行った本件処分には違法が存在すると主張する。

しかしながら、それらの争点の根拠とされている証拠はいずれも、既に専門委員意見照会までに提出されていたものであり、本件専門委員はそれらの証拠をもって具体的構成態様及び要部を特定した上で、本件登録意匠が有効であることを前提に、イ号意匠が本件登録意匠に類似すると判断したものである。

まず、構成態様の特定について、本件登録意匠が図面代用見本にて出願されたものであることは、輸入差止申立人鑑定書の別紙1にある意匠公報において明記されており、本件専門委員は、これを踏まえて輸入差止申立人鑑定書において示された本件登録意匠及びイ号物品の各Lの写真等を確認の上、構成態様を特定して本件専門委員意見書を作成しているものであり、この時の意見に明らかな事実誤認等の特段の事情があることを示す点は認められない。このことは、後に本件審査請求の審理において実施した鑑定の求めにより、両当事者から提出された本件登録意匠及びイ号意匠の各Lの具体的数値に係る資料並びに本件鑑定人による鑑定書をもってしても、本件鑑定人による本件登録意匠及びイ号物品の構成態様の特定に事実誤認と認められるほどの変更がなかったことから明らかである。

また、審査請求人は、先行意匠の構成態様との比較において創作非容易性の欠如について主張する。この点、審査請求人は当初から先行意匠を根拠として本件登録意匠の要部の特定及び新規性の欠如に係る主張を行っているが、本件専門委員意見書の中で、いずれの先行意匠も構成態様が明らかでないため、審査請求人の主張は認められない旨結論付けられている。したがって、創作の容易性を基礎づける先行意匠に関する審査請求人の主張が認められない以上、審査請求人が主張する本件登録意匠の創作非容易性の欠如についても、それを認めるに足る十分な証拠が審査請求人から提出されていないと評価すべきである。

以上のとおり、審査請求人から提出された、本件専門委員意見書に対する意見書の内容は、いずれも本件専門委員意見書の結論に影響を与えるものではなく、本件専門委員意見書に対する意見書において審査請求人から提起された内容について、改めて本件専門委員に意見照会することなく本件処分を行ったことに手続的な瑕疵があるとは認められない。

- (5) 審査請求人は、本件鑑定人について、E弁護士及びG弁護士は本件処分に係る専門委員であったことから、財務省が定めた鑑定の要求手続に基づけば、鑑定人から除外されるべきであった旨主張するとともに、鑑定人から除外されるべきであった両名と合議を行ったJ弁護士においても、両名の影響を受けていることは否定できず、同氏による鑑定の公平性及び公正性に疑義がある旨主張する。

しかしながら、審査請求人は、本件審査請求書、令和4年10月5日付反論

書及び同年 12 月 19 日付回答書において、本件専門委員意見書に対する意見書にて新たに主張した論点につき、本件専門委員に対して改めて意見を求めることを主張しており、また、鑑定の要求手続に対する意見の求めにおいて、鑑定人候補との特別な利害関係の有無を確認した際には、「本件鑑定人候補は、いずれも審査請求人との間で特別な利害関係を有しない」旨回答している。

鑑定の要求手続に対する意見の求めの別添（１）及び（２）において、特別な利害関係がある者を鑑定人から除外する旨を規定している趣旨は、処分庁及び両当事者にとっての鑑定の公平性・公正性の確保にある。この点、本件鑑定人は、審査請求人の主張を考慮の上、本件における争点に関して適切な判断をなしうる者として選定されているものであり、本件鑑定人が、両当事者及び処分庁との特別な利害関係を有していないことを審査請求人自身が認めていることも踏まえると、本件鑑定人による鑑定については、公平性・公正性が十分に確保されているものと認められる。

第 5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行審法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されることが相当である。